

第2号様式（第12条関係）

令和4年度 第4回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和5年3月28日（火） 午後1時30分から午後2時45分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎全員協議会室
- 3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、篠田優里委員、佐藤直大委員
（関根委員は欠席）
- 4 傍聴人数 0人
- 5 次 第
 - （1）会長のあいさつ
 - （2）議 題
 - ①個人情報の保護に関する法律の施行に伴う本市における関連例規等の制定及び改正について（報告）

【総務部 総務課】
 - ② 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）

【3件併合審理／No.20, No.21, No.22 案件：総務部 総務課 政策法制係】

6 議事要旨

(1) 議 題

①個人情報の保護に関する法律の施行に伴う本市における関連例規等の制定及び改正について（報告）【総務部 総務課】

(担当課から報告)

会 長 ドライブレコーダーに関する要綱については、何条に修正が入ったのか。

担当課 第8条第1項に修正を加え、外部提供に関する部分をシンプルに規定した。

会 長 街頭防犯カメラに関する要綱については、どのような修正を加えたのか。

担当課 第7条に修正を加えた。この条文も、「法令の規定に基づく場合を除き」という文言を用いてシンプルに規定した。

会 長 主要な修正として他にどのような点があったか。

担当課 個人情報保護審査会規則に修正を加えた。該当条文は、第3条第4項である。審査会の会議は非公開だが、審査請求以外の案件は公開することができるように改めた。

会 長 審査会の会議録の公開に関して、事務局からの説明を求める。

担当課 会議録で各委員の発言がそのまま外部に公開されるのであれば、審査会の意見に支障が生じるという意見があった。そこで、会議録では委員の発言の要点をまとめた記載をすることとした。また、会議録に対する開示請求があった場合にどこまで公開するのかを決めたところである。

会 長 会議録はその性質上、審査の過程を公表することで機関の信頼性を損ねるおそれもある。そこで、個人情報の開示請求があった場合には、審査の過程についての一般的な発言は公にしてよいが、それ以外の委員の発言等是不開示にすべきと考える。

担当課 この申し合わせ事項は、令和5年4月1日より施行される改正個人情報保護法の下においても引き続き適用されるか。

会 長 そうである。関連法規に関する報告は以上でよろしいか。

(全員了承)

② 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）【総務部 総務課】

(審査請求案件であるため、非公開)

以上